

第 2 回  
十勝中央合併協議会  
会 議 録

平成 16 年 2 月 27 日

十勝中央合併協議会

# 第 2 回十勝中央合併協議会

## 議事日程

第 2 回十勝中央合併協議会

(平成 16 年 2 月 27 日 16 時 00 分 開会)

日程第 1	開会	4 分
日程第 2	会議録署名委員の指名 (諸般の報告)	4 分
日程第 3	委員及び事務局職員の紹介	4 分
日程第 4	報告第 9 号 新町建設計画小委員会の報告について	5 分
日程第 5	協議第 1 号 合併の方式について	6 分
日程第 6	協議第 2 号 新町の事務所の位置について	7 分
日程第 7	協議第 3 号 慣行の取扱いについて(提案・説明)	14 分
日程第 8	第 3 回協議会の開催期日について	16 分
日程第 9	閉会	17 分

# 会 議 録

## 第2回十勝中央合併協議会

1. 開催年月日 平成16年2月27日
2. 招集の場所 忠類村コミュニティセンター大ホール
3. 開会 2月27日 16時00分宣告
4. 応集委員 全委員
5. 出席委員 (32名)  
会長 幕別町 岡田和夫  
副会長 更別村 安村豊治 忠類村 遠藤清一  
幕別町 西尾治 本保証喜 瀨上良明 佐々木芳男 多田順一  
若原輝男 杉山勝彦 吉村学 宮本真由美  
更別村 江本信吉 渡辺春雄 赤津寛一郎 本多芳宏  
鈴木英治 徳尾進 西田勉 水口光浩 鈴木輝子  
忠類村 邊見敏夫 杉坂達男 南山弘美 齊藤順教 帰山孝夫  
村上富二 小原喜久雄 加藤修治 森徹 菅野由紀子
6. 欠席委員 (1名)  
更別村 林中建夫
7. 幹事  
幕別町 助役 西尾治 企画室長 金子隆司 総務部長 新屋敷清志  
更別村 助役 江本信吉 総務課参事 真鍋清 総務課参事 笠原幸宏  
忠類村 助役 邊見敏夫 総務課長 川島廣美 企画課長 水谷幸雄
8. 専門部会長  
幕別町 総務課長 菅好弘
9. 事務局  
事務局長 金子隆司 事務局次長 阿部義昭 事務局次長 上野寛  
総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭  
計画班長 原田雅則 計画班員 甲谷英司  
調整班長 三好光幸 調整班員 細澤正典 前田貴広
10. 報告  
報告第9号 新町建設計画小委員会の報告について
11. 協議  
協議第1号 合併の方式について  
協議第2号 新町の事務所の位置について  
協議第3号 慣行の取扱いについて(提案・説明)

12. 会議録署名委員の指名

幕別町 瀨瀨太郎 佐々木芳男

13. 傍聴人 ( 8 人 )

# 議事の経過

(平成 16 年 2 月 27 日 16:00 開会)

## [ 開会 ]

議長(岡田和夫) 本日は第 2 回の十勝中央合併協議会、大勢の皆さんのご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

また、今月初めに実施致しました先進地の研修視察、さらに先日、3 町村を回りましたタウンウォッチングに、大勢の委員の皆さんのご出席を頂きましたことに、あわせてお礼を申し上げます。

それでは委員の半数以上のご出席がありますので、規約第 10 条第 1 項の規定によりまして、ただ今から第 2 回十勝中央合併協議会を開催致します。

## [ 会議録署名委員の指名 ]

議長(岡田和夫) それでは日程第 2、会議録署名委員を指名させていただきます。

会議運営規定第 6 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員に、幕別町の瀬瀬委員、同じく幕別町佐々木委員を指名致します。

## [ 諸般の報告 ]

議長(岡田和夫) 次に日程 3、日程 3 に入ります前に、事務局より諸般の報告を致させます。

事務局長。

事務局長(金子隆司) 更別村、林中建夫委員から欠席される旨のご連絡を頂いております。

本日、第 1 回協議会におきまして、提案・説明を致しました協議第 1 号「合併の方式について」及び協議第 2 号「新町の事務所の位置について」の議案を追加配付をさせて頂いております。

なお、次回からは、あらかじめ配付をさせていただきますので、議案書の中に前回提案分の議案を差し入れたいというふうに思っております。

また、2 月 3 日に実施を致しました先進地視察研修報告書をお手元に配付を致しておりますので、ご連絡を申し上げます。

以上でございます。

## [ 委員及び事務局職員の紹介 ]

議長(岡田和夫) それでは日程第 3、委員及び事務局職員の紹介となっておりますが、前回欠席なされました委員さん並びに事務局職員について、事務局長より紹介

を致します。

事務局長(金子隆司) せん越ではございますが、私からご氏名を申し上げますので、その場でご起立をお願いしたいと思います。

はじめに、幕別町の吉村学委員でございます。

次に、忠類村の加藤修治委員でございます。

引き続き、事務局職員をご紹介申し上げます。

2月1日付で北海道総合企画部地域振興室市町村課から、十勝中央合併協議会事務局に派遣されました、上野寛でございます。事務局での役職は、次長であります。

次に、前回欠席を致しました職員をご紹介申し上げます。

総務広報班長、飯田晴義でございます。

調整班、細澤正典でございます。

以上でございます。

#### [ 報告第9号 新町建設計画小委員会の報告について ]

議長(岡田和夫) それでは日程第4、報告第9号「新町建設計画小委員会の報告について」を議題と致します。

齊藤委員長からご報告を頂きます。

委員長(齊藤順教) 第2回協議会における、第1回新町建設計画小委員会の報告を致します。

去る1月23日に開催されました第1回新町建設計画小委員会におきまして、私、忠類村の齊藤が委員長に互選頂きました。今後ともどうかよろしくお願い致します。

第1回の小委員会の会議の内容につきましては、私の方から、報告させていただきます。1ページでございます議案に沿って報告させていただきます。

「新町建設計画小委員会の報告について」、十勝中央合併協議会小委員会規程第9条に基づき、次のとおり報告する。

1番目の開催日時、場所でございますが、1月23日午後4時から約30分間、場所は幕別町民会館で開催されました。

2番目の出席者ですが、18名中、17名が出席されました。

3番目の会議内容でございますが、(1)にございます委員長には、私、齊藤が選任され、(2)にございます副委員長には、第1順位に更別村の本多委員、第2順位に幕別町の杉山委員が選任されました。

(3)にございます新町建設計画小委員会の役割及び新町建設計画の策定方法につきましては、細かい事務的な内容でございますので、資料等は添付してございませんが、小委員会の中で確認し、承認してございます。

最後の(4)でございますが、まず、住民アンケートの調査方法とアンケートの

内容についてでございますが、これにつきましても事務的な内容でございますので、資料添付は省略させて頂きましたが、これも小委員会の中で確認し、承認して頂きました。

ただし、なお書きから下にございますアンケートの数でございますが、これは、協議会の方でも承知して頂いた内容でございますので、報告の中に入れさせて頂きました。

小委員会に出されました原案では、アンケートの数は、各町村人口の10%で設定致しましたが、全体に占める更別村と忠類村の割合が小さいとの意見を踏まえて、全体の総数3,000人は変更せず、更別村、忠類村は世帯数の半分ということで修正し、決定致しました。

その結果、町村ごとのアンケート数は、幕別町が2,056人、更別村が581人、忠類村が363人となりました。

参考のため、アンケート調査の昨日現在の回収状況をお知らせ致しますが、幕別町が824通で40.1%、更別村が236通で40.6%、忠類村が191通で52.6%、合計1,251通で41.7%となっております。

なお、アンケートの締め切りは2月25日となっておりますが、事務局と致しましては、とりまとめをして委託業者に発送するのが3月1日の予定でございますので、3月1日の午前中までに届いたアンケートは有効として取り扱いたいと考えておりますので、ご了承して頂きたいと思っております。

以上、報告を終わります。

議長（岡田和夫） 報告が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問等ございましたら、お受け致したいというふうに思います。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、ご意見、ご質問がございませんので、報告第9号「新町建設計画小委員会の報告について」は、報告のとおり承認頂いたものと致します。

#### [ 協議第1号 合併の方式について ]

議長（岡田和夫） それでは日程第5、協議第1号「合併の方式について」を議題と致します。

事務局から説明致します。

局長。

事務局長（金子隆司） 協議第1号「合併の方式について」、次のとおり、調整方針を定める。

幕別町、更別村及び忠類村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

以上であります。

議長（岡田和夫） 今、事務局より、合併の方式については新設合併とするべく説明がございましたけども、この件に関しましてご意見等ございますでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がないようでありますので、協議第1号「合併の方式について」は、原案のとおり決定することと致します。

[協議第2号 新町の事務所の位置について]

議長（岡田和夫） 次に日程第6、協議第2号「新町の事務所の位置について」を議題と致します。

事務局より説明致します。

局長。

事務局長（金子隆司） 協議第2号「新町の事務所の位置について」、次のとおり調整方針を定める。

新町の事務所の位置は、現幕別町役場の位置とし、更別村役場及び忠類村役場の現庁舎を総合支所とする。

以上であります。

議長（岡田和夫） 新町の事務所の位置について、今、事務局から説明がありました。この件に関しましてご意見等がありましたら、お願いを致します。

西田委員。

委員（西田勉） 更別村の西田です。

今、新町の事務所ということですね、幕別町の役場に置くという、そして更別村役場及び忠類が支所にするというような話しがございましたけれども、この3町村が合併するということはですね、対等という言葉ですね、最大限に利用する必要もあるのではないかと、かように考えるわけですね。

そこでですね、昔から、これは私の持論ですけども、99人の人がですね、農民であって、たった一人が商人であるという場合でもですね、その商人がですね、住みやすい所にするというのが、これ行政の責任なわけです。

いわんやですね、このたびのですね、3町村合併ということになればですね、どうやってですね、平等にみんなが幸せに、そして暮らしていけるかということを考えなければならない。

そうした場合にですね、幕別さんとですね、更別と忠類とは、かなり人口的には差があるわけですね。ですからそこをですね、どうやって調節してですね、みんなが良くなるかということを考えて頂きたいと。

アメリカあたりでもですね、経済はニューヨークとか、政治の面はワシントンというふうにございますから、そこら辺の発想も十分に生かされましてね、そし

て、経済の中心は幕別であるとか、それからですね、政治の中心はどこに置くというような構想もですね、新しい町をつくってみんなが幸せになるというふうに考えるのであればですね、一応お考え頂くのが筋ではないかと。このように考えますけれどもいかがなもんですか。

議長（岡田和夫） 今、お話しありましたように、合併によっていろんな新しいまちづくりが目指されるわけでありますから、今、お話しがありましたようなことについても、十分これからの新町の建設計画をはじめ、この協議会の中でも論議されていくものであろうというふうに思っております。

ただ、今、言われましたように、三つが一緒になるから、最初から何々はどこどこ、何々はどこどこというような位置付けができるかどうかについては、これは当然ながら十分皆さんの意見が出され、論議が必要になってくるのだらうというふうに思っております。

したがいまして、今、申しあげました新町の事務所の位置、これらについても、当然本庁が幕別町となれば中心になるのだらうと思えますけれども、それぞれが総合支所という形の中で、どのような人員を、あるいはどのような職務を、どう支所の中に残していくかというのは、まさにこれからの論議であらうというふうに思っております。

当然のことながら、3町村が合併して新しい町をつくる。そして、それぞれの地域が均衡ある発展を目指していくというのは、これは共通の願いであり、目標であらうというふうに思っております。

当然、今、ありましたご意見等も踏まえながら、私どももこれからの協議にあたっていきたいというふうに思いますし、皆さん方のご意見も頂ければというふうに思っております。

以上です。

委員（西田勉） 今まではですね、大きい町にですね、だいたい町村合併しますと、それは当然のごとくですね、役場所在地を置くというふうになっておりますけどですね、こういうせっかくの新しい町ですから、構想を変えてですね、そして私が今、申しあげたような、なるほどと、みんながこれでいって良くなるなど。

結局ですね、一番私ら小さい村で恐ろしいのはですね、一極中心主義になってしまったらですね、もう寂れることは目に見えているのですよね。商業問題にしましても、人口の流出というのは、これは大きな問題ですし。

そういうようなもろもろのことを考えるとですね、みんなが共存共栄していくというためにはですね、やはり本当の新しい構想をもってですね、新町というのは随分変わったことをやったなど、これでこそ本当の合併だなという模範を示してもらいたいと。ただ大きいから俺の所に役場が来るのだというような古いものの考え方を捨てましてね、そういう新しいお考えをお持ちになるお考えはないんですか。

議長（岡田和夫） これは、今、お話しありましたように、現実の問題としては人口の差というのがあるわけですから、それぞれの町、それぞれの村の考え方の中で、これからの新町が建設されていくのだらうと思いますけれども、決して大きい町が小さい町を吸収するというような合併の方式ではないわけでありまして、あくまでも三つの町村が一つの新しい町を目指すという中で、この協議がこれから進められていくわけでありまして、当然、今のようなご意見も、これからの新町の建設計画の中で、いろんな場で話し合いがなされ、論議がなされて計画が作られていくのだらうというふうに思っております。

また、私自身の個人的な考えで、今、言ったように、大きい町だから役場が来るのが当たり前だとか、大きい所の意見が通るのだと、そういったことの考えで、こうした町づくり、あるいは計画を立てる、そういった考えは毛頭持ってはおりません。当然のことながら、三つがいろんな場面で協議をしながら、現実的な対応をしていかなければならないと。

ただ、人口の差があることだけは、これはもう嘘まぎれもない現実でありますから、これをどうこうと言うわけにはないと思いますけれども、そうした現実を踏まえた中で、さらに新しいまちづくりを皆さんとともに協議をしていくというのが、これからの私たちどもに与えられた、この協議会の課題であらうというふうに思っております。

委員（西田勉） それであればですね、せっかくですね、皆さんとですね、意見をこれから何回かしましてね、そしてやはり幕別でなかったらだめだという結論が出れば、またそれで結構なのですよ。

ですから、私が法定になって委員にさせて頂きましたので、まだ時間も経っていないせいでは、あいつ何言っているのかというふうに（きくがはく？聞けば開腹？聴取不能）にとられるからもしれませんが、やはりこれはですね、一番大事なことから。

まあ、おっしゃいましたようにね、ある程度時間をかけて、良く協議をされて、その上でですね、決定されるということもですね、一番いいことじゃないかと、こう思いますけれども、どんなもんですか。

議長（岡田和夫） おっしゃられますように、方法としては時間をかけて最終的な決定をするというのも一つの手法でありましょうけれども、今までの任意協議会の経過の中からは、合併の方式ですとか、新町の事務所に位置については、ある程度、任意協議会の中でも、今まで協議をされてきた問題でありますし、このことが最初に決まっていることによって、なお、まちづくりの新しい計画がスムーズに進むということも当然考えられるわけでありまして、これらについては、もちろん皆さんのご意見を伺うわけでありまして、私どもとしましては、今までの経過、あるいはこれからの新町計画を進める中であっては、合併の方式ですとか、あ

あるいはこの新町の事務所の位置といった、本当の基本となるようなものについては、前段の中で、決められた中で、これからの協議が進められていく方が、より良い協議の進め方になるのではないかなという思いをしております、今回もこういったことで提案をさせて頂いたわけでありますので、ひとつ私のみならず、皆さん方のご意見等がございましたら、お聞きを致したいというふうに思います、どうでしょうか。

どうぞ、ご意見頂ければ。

私自身は先ほども言いましたように、この新町の事務所が、幕別にする、2村が総合事務所になる、総合支所になる、そのことが最初に決められたから、まちづくりの新しいまちづくり計画に影響が出てくるということには私は、逆にそれを決めた中で計画を作っていく方がスムーズな論議が展開されるのではないかなという気も致しているものですから。

あるいは先ほど言いましたように、任意協議会の段階でもこうした方式、あるいは事務所の位置というのは、一定の皆さんの理解の中で進められてきている経緯もあるものですから、今回、冒頭にこの協議会で先に決定してはどうかということで、提案をさせて頂いたわけでありますので、皆さんからのご意見があれば、また、お伺いしたいというふうに思います。

委員（西田勉） まあ、あのあれですよ、確かに従来ですよ、私、先ほど申し上げましたようにですね、大きい所には、もう役場を持っていけというのがルールだったわけですがけれども、しかし新しい町をですね、建設するということになればですね、やはり新しい構想もまた大切ではないかと。

また、どうやってですね、よりですね、3町村の村民の方々ですね、合併して良かったという線に一步でも近づけるように努力するというのが、やっぱり我々委員の責任ではないかと思うのですよね。

ですからそれなりにですね、もう少し研究と時間をおかれることがね、結構じゃないかと、このように思いますけれどもね。

議長（岡田和夫） どうでしょうか。

私は先ほどから言いましたように、決して拙速に物事を進めるという考えではなくて、ただ、今までの経緯ですとか、新町の位置、あるいは合併の方式といったようなものについては、繰り返しになりますけれども、前段決められた中で、さらにこれからのいろんな協議を進めていく上では、逆にその方が進めやすいのではないかと。

あるいは、このことを延ばしておくことによって、逆にどういったメリットといいますか、このことを後に決めることがまちづくりの、新たなまちづくり計画を作る中に、どのような影響があるのかということについては、ちょっと今の段階で分かりませんが、私はできるもの、決めていけるものは、お互いの合意の

中でどんどん決めていく、進めていくということが、私は大切でないかなというふうに思っております。

委員（西田勉） 私の考えとしては、どうも意見の違いがありますけれども、もう少しですね、慎重に協議をなされた上でですね、この新町の事務所をですね、決定されても遅くはないんじゃないかと。少し早急な感じがするのですよね。

せっかく皆さんこの法定委員におなりになった方も、また私と同じようにですね、時間の経っていない方も結構いらっしゃるようですし、そこら辺でもう少しですね、皆さんの意見を交換して、その上でですね、やはりというふうであればまたそれで結構ですしね、もう少し時間を置いた方がよろしいんでないですか。

議長（岡田和夫） どうでしょうか。

森委員。

委員（森徹） 西田委員のおっしゃることもとても良く分るんですが、任意協議会の中でも本庁舎と総合支所の問題も採り上げられておりまして、そこで十分議論されていると思います。

それと、総合支所と本庁舎の場所を決めないままに合併の協議というのは、なかなか進めづらい部分があるのではないかとという点と、おいおいシミュレーションもされて協議されていくわけなので、本庁舎が決まらないままですと、たとえ、今、幕別に本庁舎ということで、それが仮に更別、忠類というふうに二転三転すると、その都度、計画も練り直さなければならないという部分が出ると思いますので、本庁舎の協議の件は任意協議会でも詰められて、任意協議会で出されたものを最大限考慮するということになっておりますので、そういう流れで本庁舎は、この原案どおり幕別、総合支所を忠類、更別というのが、妥当の線ではないかと私は思います。

委員（西田勉） 議長。

議長（岡田和夫） はい。

委員（西田勉） あのね、任意協議会のことをなるべく大事にするという意見は良く分ります。そうでなかったら今まで苦労された甲斐がありませんけれどもね。

しかしね、やはり一つでもですね、良くなるためにですね、お互いに努力するというのであればですね、任意協議会のことは全部 100%正しいんだということになると、この法定協議会というのはですね、単なる事後承認の委員会になってしまいますね。

それじゃ、いけないのですよ。やはりですね、より一歩でも進めるというのが法定委員会本来の姿でないですか。

それからですね、二転三転して庁舎が変わるとかってね、別にオリンピックのね、あのステージ建てるわけじゃないんですよ。立派な建物ってそれぞれにあるんです、ね。ですから、そうやって総合支所をつくるというのであれば、何もあ

わてて決めなければ、ほかは一步も進まないというものの考え方はちょっとおかしいのではないですか。これから建物建てるのなら別ですよ。

これからよく協議して、そしてそれぞれにですね、どこにも置かないのじゃない、支所はそれが支所なりに置くんですから。そこら辺をもう少し時間をかけて検討なさったらどうですかと、いうことを私は申し上げている。

任意協議会は絶対であるというのであれば、この法定協議会はいらない。そういうふうにお考えになりませんか。

議長(岡田和夫) 今、言われた任意協議会が絶対で、法定協議会でそれが変わることがいけないというようなことではなくて、任意協議会で話されたうちの、こういうものについては法定協議会でも尊重しましょうということを、この法定協議会の皆さまにお諮りして今まで進めてきた経緯があるものですから、今、森委員さんはそういうことを言われたのだろうというふうに思います。

委員(西田勉) いや、ですから、任意協議会のね、決まったことで、それぞれのことですね、尊重することは大事だと思います。

ですけどもね、一步でもやっぱり進んだ物の考え方があった場合は、それも採りいれていくと、そして皆で話し合うと、いう場をつくることもまた大切でないですか。

議長(岡田和夫) どうでしょうか、ほかに。ほか、ございませんか。

それでは若干休憩して、またお話し合いしたいと思いますけども。

会議は若干休憩致します。

16:27 休憩

16:38 再開

議長(岡田和夫) それでは、休憩を解いて再開を致したいというふうに思います。

ほかに、どなたかご意見ございませんでしょうか。

赤津委員。

委員(赤津寛一郎) ただ今、審議されております件につきまして、継続できるものか、継続できないものか、まずちょっとお伺いして、もし、継続ができるということであれば、正副会長さんの審議を得て、次回ぐらいはどうなのでしょう。次回ぐらいにきちっとするというようなことで、今、調整をそれなりに考えているわけなのですが。その辺のお考え、お聞きしておきます。

議長(岡田和夫) ご承知のとおり協議会、できることなら満場一致が原則でありますから、今、言われたように、まだなお論議を、協議をする場を、時間を持つということで、延ばすということについては当然可能だというふうに思っております。

ただ、この協議事項につきましては、小委員会で検討するとか、どここの部会

で検討するというのではなくて、この協議会の中で検討すべき項目でありますから、次回の場において、また同じようにこういって提案をさせて頂いて、皆様のご意見を頂くということになっていくのだらうというふうに思っておりますが、これについてどうでしょうか。

齊藤委員。

委員（齊藤順教） その前に。

今の問題についてはですね、任意協議会の中でいろいろと論議して、これは最大限尊重するというところを決めて法定協議会に入ったはずですよ。これには、任意協議会に入っていらっしゃった更別の委員さんもこれには同意をしているわけですから。ですからそれをまた次回に持ち越すとか何とかということになるというところ、この法定協議会に入ってこれからの審議というものがどういうふうになるのかなど、こんな懸念も致します。

ですから、これはあくまでもですね、幕別さんと忠類だけの合意でもって、この新町のいわゆる位置であるとか、総合支所であるとかというものについては決めたわけでないのですから。

更別の委員さん方も、私は再度、最後に、任意協議会の最後に確認しているのですよ、私が。これは、そういうことで法定協議会に入るとしても、この問題をどうするのだと。それは最大限尊重すると、そういうことでもって更別さん方の任意協議会に入っている皆さん方の、いわゆる意見もなく、それじゃそのように取り計らいましょうということになっている経過でありますから、その点も踏まえて、ひとつ論議をして頂きたいと、こんなふうに思います。

議長（岡田和夫） はい、西田委員。

委員（西田勉） 今の意見はあれですか、結局、任意協議会で決まって、最大限に尊重するというところでスタートしたと。それでも決まったようなものであれば、協議第2号に出す必要もなかったわけですか、そこら辺どうなのですか。

今のお話ですと、もう任意協議会で決まっているのだからということ力を説かれましたけれども。それであればですね、協議第2号にというよりも、報告事項として、こういうふうになっているということで進むのではないですか。あえてこういう協議事項となる以上はですね、皆さんで意見を交換するという意味じゃないんですか。

委員（齊藤順教） 小委員会はね、意見交換とかということはありませんけれども、この全体協議会についてはですね、やはり会長が取り仕切るわけですから、そういう形の中で、いわゆる先ほど言ったように、その先の問題についてもですね、任意協議会の中で、これは1回だけではないのですよ、2回、3回と話しを煮詰めた中で、いわゆるそれを決めて、期日とかそういうものを決めていこうということで、本庁舎といわゆる総合支所の関係は、先ほども言ったように誠にくどいですがけれども、

全員の委員の賛同のもとにそれを決めて前に進んだと、こういう経過でありますから。

ですから、それをね、最大限尊重するという字句の捉え方はですね、それは最大限といっても、それは80%でも最大限でしょう、99.9%でも最大限になりますわね。それは各々各人の受け止め方によっては違いますけれども、私は最大限の尊重ということは、任意協議会において取り決めしたものは、法定協議会の中でもって、それを持ち越して決めていくものだ、こんなふうに思っていますから、そんなようなことで、今、先ほど発言したと、こういうことです。

議長（岡田和夫） はい。

委員（西田勉） 今のお話しですとですね、任意協議会でも協議をしたと。だからもう協議することはないと。だからせっかく協議会を開いているのだから、事後承認という意味で納得しろと、こういう意味ですか。

議長（岡田和夫） 任意協議会で決まったことは、もうそれで法定協議会とは関係ないということではありませんから。あくまでも任意協議会は任意協議会で決められたことであっても、最終的な結論は法定協議会でやることですから、それは当然協議に付すということは当然でありまして、ただ、今、言われたのは、たまたま前段でそういう協議が進められてきたので、それを尊重するということが前段にあるということで、あくまでも決定はこの協議会の中で、決定するということでもあります。

委員（西田勉） はい、了承しました。

議長（岡田和夫） はい、赤津委員さん。

委員（赤津寛一郎） 正副会長さんでちょっと協議をしていただいて、決してこの論議は、今、西田さんが言われるのは多分、この合併がうんぬん、どうだ、こうだということではないんです。私はそういうふうに感じているんです。

そういうことなので、ひとつ正副会長、3役で相談をして、そしてそれに従いますよ、それはやっぱりひとつの更別村のあれとしては。ですから、休憩してちょっと協議して頂きたいと思います。

議長（岡田和夫） 若干休憩致します。

16:44 休憩

16:46 再開

議長（岡田和夫） それでは休憩を解いて再開を致したいというふうに思います。

今、ご意見ありました協議第2号「新町の事務所の位置について」は、なお、いろいろご意見があるようでありますので、次回の協議会まで継続として審議を延ばしたい。

次回、第3回の協議会の中で、再度お諮りをさせて頂きたいというふうに思いま

すので、よろしくお願いを申し上げます。

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

[ 協議第 3 号 慣行の取扱いについて ( 提案・説明 ) ]

議長 ( 岡田和夫 ) それでは日程第 7、協議第 3 号、本日は提案説明とし、次回の協議会で協議をさせて頂きたいと思っておりますけれども、「慣行の取扱いについて」を議題と致します。

事務局長より説明を致します。

事務局長。

事務局長 ( 金子隆司 ) 協議第 3 号「慣行の取扱いについて」、ご説明を申し上げます。

議案書は 2 ページ、資料は 1 ページからになりますが、まず、資料の方をご覧頂きたいと思っております。

1 ページから 2 ページにかけては、3 町村それぞれの町村章及び町村民憲章について比較したものであります。

3 ページになりますが、町村の木、花、鳥について比較したものでありますが、幕別町のみ町の鳥を定めております。

次に、町村歌につきましては、3 町村ともそれぞれ定めております。

次の宣言につきましては、3 町村それぞれ各種宣言を行っておりますが、その中では、平和非核に関する宣言が 3 町村に共通する宣言となっているところであります。

4 ページになりますが、名誉町村民につきましては、3 町村いずれも制度を有しておりますが、特典・待遇面において差異があり、特に年金の支給に関しましては、幕別町と忠類村が支給することとしているのに対し、更別村には支給制度がありません。

5 ページの功労者表彰につきましては、表彰の区分に多少の違いが見受けられますが、3 町村ともいずれも類似した制度を有しております。

また、特別表彰、勤続表彰につきましては、制度の有無、内容の点で相違があります。

次に、開町・開村記念式につきましては、3 町村いずれも同様の趣旨で実施致しているところであります。

最後になりますが、新年交礼会につきましては、幕別町のみ実施しておりますが、更別村、忠類村につきましては、いずれも昭和 50 年代に廃止した経過があります。

6 ページにつきましては、慣行の取扱いに関する先進事例ではありますが、合併関係町村が歩んできた歴史や地域の実情を勘案し、それぞれ独自の調整方針を定めて

いるのが実態であります。

議案書の2ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、1点目と致しまして、「町章、町民憲章」については、新町において制定する。

2点目と致しましては、「町の木・花・鳥、町歌、宣言」については、新町において調整する。

3点目と致しましては、「名誉町民制度及び表彰」については、新町において調整する。ただし、既存の名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。

4点目と致しましては、「開町記念式」については、新町において調整する。

5点目と致しましては、「新年交礼会」については、合併時に廃止する、とするものであります。

なお、「新町において調整する」という表現がありますが、これは、先の第1回協議会の議案第6号で決定を頂きました、事務事業の調整方針についての中の七つの調整方針の分類の原則でいいますところの、合併後統合する、合併後再編する、合併後廃止する、のいずれかに分類されることとなるものであります。統合、再編、廃止の決定については、新町発足後の検討に委ねるという意味であります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 今、説明が終わりましたけれども、協議については先ほど申し上げましたように、次回の協議会で行うわけでありまして、今の説明の内容に関わって何かご質疑等がございましたら、お受け致したいと思っておりますが、ございますか。

よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） 質疑がないようでありますので、協議につきましては、次回に行いたいというふうに思います。

#### [ 第3回協議会の開催日 ]

議長（岡田和夫） 次に日程第8、「第3回協議会の開催期日」についてであります。ここにありますように3月26日、金曜日、午後2時から更別村にて開催を致します。

詳しくは、後日文書をもってご案内を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日の提案されました議件については以上であります。この際であります、委員の皆さま方から何かご意見等ございましたら、お受け致したいというふうに思いますが、ございますでしょうか。

杉山委員。

委員（杉山勝彦） 幕別の杉山です。

新町の事務所の関係で、さっきの議案に戻って悪いのですが、もし今回決まらなくて、1カ月延びたとしまして、極めて事務が遅れて3町村の将来に不利益が講じることはないということを、もしあれば大変ですから、確認をしたいと思いません。よろしくをお願いします。

議長（岡田和夫） ご心配頂いてありがたいと思いますけれども、まず、そういったことはないというふうに思っておりますので、できれば何とかまた次回の協議の場でご審議を頂ければというふうに思います。

ほか、よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

[ 閉会 ]

議長（岡田和夫） それでは、本日の日程、すべて終了致しました。ご協議頂きまして、誠にありがとうございます。

以上をもちまして、第2回十勝中央合併協議会を閉会致します。

どうもありがとうございました。

16 : 55 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成16年3月16日

議長（会長）

岡田 和夫

署名委員

纈 纈 太郎

署名委員

佐々木 芳男